

「土砂災害警戒情報発表時の避難勧告」（「即時勧告」）を発令する
対象区域の更新について（情報提供）

1 今までの経緯と更新結果

平成 26 年 10 月（台風 18 号の被害を受けて）
<ul style="list-style-type: none">崖崩れが発生した場合に大きな被害の恐れのある崖地リストを作成横浜市全域：202 か所 うち港北区：7 か所（対象約 400 世帯）当該崖地は「土砂災害警戒情報＝避難勧告」を発令 <p>[調査方法：高さ 15m、斜度 30 度のがけや宅造中のがけ等を図面上で抽出]</p>
平成 26 年 11 月末
<ul style="list-style-type: none">崖崩れが発生した場合に大きな被害の恐れのある崖地リストを更新横浜市全域：133 か所 うち港北区：7 か所（対象約 200 世帯に減少）当該崖地は「土砂災害警戒情報＝避難勧告」を発令 <p>[調査方法：市職員（建築局）による目視調査]</p>
平成 27 年 1 月～3 月
<ul style="list-style-type: none">リストアップされた崖地 133 か所（港北区は 7 か所）と西・南・磯子区の全崖地について、地質の専門家による調査を実施し崖地リストを更新 <p>[調査方法：専門家（地質調査技士）により、表面上の亀裂や建物との距離、崩れた場合の土砂量等を調査]</p> <p>【港北区の調査結果】</p> <p>港北区でリストアップされていた 7 か所はリストから除外されました。</p> <p>※ 該当地域にお住まいの方々にはポスティングによりすでに周知済。</p>

2 注意していただきたいこと

注意① **「リストから除外＝安全」ではありません。指定されていた 7 か所を含め、そもそも土砂災害警戒区域に指定されている場所は、潜在的に大雨や台風の時に土砂災害が発生する危険性があります。危険を感じたら避難勧告の発令がなくても状況に応じて早め早めの避難行動をお願いします。**

注意② 台風 18 号の被害を受け、港北区独自に注視している崖（日吉本町）があります。該当のエリアでは応急措置を実施するとともに、所有者と定期的に接触し対応しています。今後、大雨等の際には該当地域の巡回や住民への連絡を実施し、必要に応じて避難を促します。

3 今後の風水害における避難所の対応について

- 多数の区民に対し避難勧告等を行った場合の避難所は、原則として区内の公立小中学校（地域防災拠点）となっています。また、開設にあたっては基本的に区役所の職員が対応します。（平成 23 年 3 月 港北区防災計画 風水害編より）
- 避難者が少なく、自治会・町内会のご協力がいただける場合は、町内会館等を避難所として開設をお願いすることがあります。その場合は区役所よりご連絡の上、調整させていただきます。（平成 23 年 3 月 港北区防災計画 風水害編より）

「土砂災害警戒情報発表時の避難勧告」（「即時勧告」）を発令する 対象区域の更新について（情報提供）

横浜市では、昨年 10 月の台風 18 号の教訓を踏まえ、凶面等を基に大きな被害の発生するおそれのある崖地として、まず 202 箇所を選定し、この周辺地域を土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を発令する対象区域としました。その後、11 月末までに当該崖地に対し、人家の有無や工事状況等について職員の目視による現場調査を行い、133 箇所に見直しました。

このたび、平成 27 年 1 月から実施している①当該 133 箇所の崖地及び②市内の土砂災害警戒区域内に存在する約 9,800 箇所の崖地のうちの西区、南区、磯子区分に係る約 1,400 箇所の崖地の調査結果がまとまったことから対象区域を更新しました。

1 更新の考え方

地質の専門家による調査結果を基に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地(52)を抽出し、その周辺を即時勧告の対象区域として選定しました。

[調査の概要]

崖の高さ・勾配、表面の変化・亀裂、建物の有無や崖地と建物の距離など

2 更新結果

計 52 箇所を、即時勧告の対象区域としました。

①従前の区域（133 箇所）								②今回の調査に伴う区域				計
南	港南	保土ヶ谷	金沢	緑	戸塚	栄	泉	(神奈川)	西	南	磯子	
1	1	2	8	1	3	7	1	1 ^{※1}	2	16	9	52
24 ^{※2}								28				

※1 神奈川区の 1 箇所は、西区に存する崖地が崩れた場合に影響を受ける範囲のため選定されたもの

※2 上表の 24 箇所には、宅地造成等規制法違反のある区域（緑 1、泉 1）、開発等による造成工事が中断している区域（南 1、保土ヶ谷 2）を含みます。

なお、緑区の 1 箇所は、現在、行政代執行に基づく工事中です。

3 避難勧告の発令

今回更新した対象区域にお住まいの皆様に対し、気象庁と県による「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令します。

対象区域については、各区役所からポスティング等で周知しているほか、危機管理室ホームページで確認することができます。

【要注意】

上記避難勧告の対象外でも、土砂災害警戒区域に指定されている区域は、大雨や台風時には土砂災害が発生する危険性があります。

今回即時勧告の対象外となった区域でも、大雨時には注意していただき、崖崩れの前兆現象を確認した場合などは、早めの避難行動をお願いします。

4 今後の更新計画

次のとおり現地調査を実施し、随時、対象区域の見直しを行います。

調査年度	調査対象区
平成 27 年度	保土ヶ谷区、金沢区、緑区、港南区、中区
平成 28 年度	鶴見区、神奈川区、港北区、都筑区、栄区
平成 29 年度	旭区、青葉区、戸塚区、泉区、瀬谷区

[参考] 各区内訳

	133 箇所	(神奈川)	西	南	磯子	4 区計	今回合計
避難勧告対象区域	24	1※1	2	16	9	28	52

	更新後	更新前		更新後	更新前
鶴見	0	4	金沢	8	40
神奈川	0	1	港北	0	7
西	0	1	緑	1	6
中	0	3	青葉	0	4
南	1	12	都筑	0	1
港南	1	2	戸塚	3	19
保土ヶ谷	2	3	栄	7	21
旭	0	1	泉	1	1
磯子	0	7	瀬谷	0	0
			合計	24	133

※1 神奈川区の1箇所は、西区に存する崖地が崩れた場合に影響を受ける範囲のため選定されたもの

担当：(避難勧告に関すること) 総務局危機管理室緊急対策課 三枝、工藤 671-2064
 (崖地の現地調査に関すること) 建築局建築防災課 加藤、水谷 671-3619



土砂災害警戒時に避難勧告

危険崖地は52カ所

市が更新

昨年12月時点では1333カ所(約5千世帯、約1万2千人)としていたが、市内の土砂災害警戒区域内の崖地約9800カ所のうち

約1500カ所で専門家による現地調査を行い、更新した。残り約8300カ所も2015、17年度にかけて調査し、随時追加・更新していくという。

市によると、高さが15メートル以上で近くに人家があるなどの理由から崖崩れ発生時に大きな被害の恐れがあるとしていた市内の崖地133カ所と、西、南、磯子区

内の土砂災害警戒区域内にある崖地約1400カ所の現地調査を1月から開始。地質調査などに加えて最寄りの人家との距離などを確認し、崖崩れ発生時に土砂が建物に流入するなどして人命に関わると想定される崖地52カ所を選定した。区別の内訳は▽南17▽磯子9▽金沢8▽栄7▽戸塚3▽西、保土ヶ谷2▽神奈

川、港南、緑、泉1。

52カ所には宅地造成等規制法違反の崖地が2カ所、盛り土などの造成工事が中断している崖地が3カ所含まれている。そのうち緑区の同法違反の崖地は昨年10月に土砂崩れが発生したため現在、行政代執行に基づき是正工事を行っている。

市は今後、土砂災害警戒情報の発表とほぼ同時に避難勧告を発令する対象となつた52カ所の近隣住民に対し、市ホームページや町内会長への説明、文書の戸別配布などで周知する。

残り約8300カ所の調査については15年度(保土ヶ谷、金沢、緑、港南、中区)、16年度(鶴見、神奈川、港北、都筑、栄区)、17年度(旭、青葉、戸塚、泉、瀬谷区)に行う方針。

担当：(避難勧告に関すること) 港北区総務課 540-2206

(崖地の現地調査に関すること) 建築局建築防災課 671-3619